

§ 一時預かり事業のご案内 §

宇部市では、保護者の断続的な仕事または傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる場合や、冠婚葬祭、リフレッシュ等の私的な理由により一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所でお子さまをお預かりして保育を行う「一時預かり事業」を実施しています。

1. 利用対象

原則、宇部市に住民票があり、主に保育所等を利用しておらず一時的に保育が必要となる児童

※「保育所等」とは市内の認可保育所（公立・私立）、地域型保育事業施設、認定こども園（保育部）をいう。

2. 利用対象年齢

実施園により異なります（別紙の一覧を参照）

3. 申込み方法

ご利用の際には登録が必要です。登録・利用予約は一時預かりを希望する園でお手続きください。

登録の際に事前面談を実施しています。（親子で来園していただく園もあります。）事前に電話予約をしてから来園してください。登録・利用予約は各園の期限までをお願いします。

4. 登録時に必要なもの

印鑑、親子手帳（母子手帳）、その他園が必要とする書類（就労証明書等）をご用意ください。

（利用申請書は各実施園にあります。）

5. 保育時間

実施園により異なります（別紙の一覧を参照）

6. 利用日数の上限

ひと月の利用日数の上限は、複数園利用の場合でも合計で月12日までとなります。

（私的理由での利用は週1回程度）

※利用については、受入れ状況等によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

7. その他

- ・急遽、欠席の場合は、利用当日の午前9時までに必ず連絡してください。
- ・送迎は保護者の方でお願いします。
- ・持ち物については直接園に確認してください。

8. 幼児教育・保育の無償化について

①3歳児以上で保育の必要性がある子ども、②0～2歳児で保育の必要性があり、かつ市県民税非課税世帯の子ども
上記①、②に該当する場合は、無償化の対象となる場合があります。

無償化の対象となるには、宇部市に申請を行い、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を事前に受ける必要があります。詳しくは下記URL または QR コードからご確認いただくか、保育幼稚園課認定係（0836-34-8327）までお問い合わせください。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/hoikuen_youchien/musyouka/index.html

